

議案第7号

湯河原町漁港管理条例の一部改正について

湯河原町漁港管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月13日提出

湯河原町長 冨田 幸宏

(提案理由)

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、引用する法律の題名を改めるほか、土砂採取料等の徴収対象者を追加するため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町漁港管理条例の一部を改正する条例

湯河原町漁港管理条例（昭和60年湯河原町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第15条第1項中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、同項ただし書中「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

湯河原町漁港管理条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、町が管理する次の漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第15条 漁港の区域内の水域(町以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による<u>採取又は占有の許可を受けた者</u>(以下「採取者等」という。)からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、<u>同条第4項</u>に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、町が管理する次の漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第15条 漁港の区域内の水域(町以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による<u>採取若しくは占有の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占有に係るものに限る。))又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)</u>(以下「採取者等」という。)からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、<u>法第39条第4項</u>に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	